令和2年度第2回福岡県医療審議会に係る書面会議における意見照会 結果について

標記に係る各委員からの意見照会結果は以下のとおりとなっております。

- ・議題1「病床機能再編支援補助金における病床削減について(協議)」
- 特になし
- ・議題2「地域医療支援病院における業務報告等について (報告)」
- 地域医療支援病院は本来、公的な大病院や医師会立病院を主な対象としていると認識しているが、診療報酬削減が続く中で、医療収入の増加を主目的とした体力のある大手民間病院も基準をクリアして承認を受けるようになっている。

福岡市内に地域医療支援病院は 10 施設ある。人口 160 万人の九州最大の都市とはいえ、 そんなに必要だろうか。基準を満たしたから承認ではなく、機能やエリアが重複して無駄 が生じていないかを検証すべきではないだろうか。また、承認基準も数値はクリアしてい てもその中身はどうだろうか。承認基準項目の内容(質)の検証も行うべきではないだろ うか。

(県の対応)

地域医療支援病院等の公的医療機関については、地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」を策定し、各区域の地域医療構想調整会議において、構想区域における医療機関の診療実績や今後担うべき役割等について具体的対応方針を協議し、合意を得る必要がありますが、38の地域医療支援病院においては、全て合意が得られています。

また、今後、地域医療支援病院としての承認申請の予定がある場合においても、当該病院の「公的医療機関等2025プラン」を策定していただき、各区域の地域医療構想調整会議で協議していくこととしています。

なお、地域医療支援病院の承認要件の見直しのための医療法等の改正が行われる予定となっていましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、改正に遅れが生じています。

今後は、新しい承認要件が定められましたら、各地域医療支援病院において満たされている かを確認していきます。 ○ 地域医療支援病院が設置する委員会については、オンライン、書面での対応が可能なので、例外を作らず、次年度は活動報告をしてご意見を頂くべきだと思います。

(県の対応)

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて」(令和2年5月12日付け厚生労働省医政局事務連絡通知)において、地域医療支援病院における委員会の設置及び開催については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点等から、オンラインで行う等の対応も検討し、柔軟に対応することとしており、また、委員会又は研修を実施することに現に支障が生じている場合等には、延期又は休止等の措置をして差し支えない。ただし当該支障がなくなり次第、速やかに当該措置を見直すこととされています。

今後は、感染状況を踏まえ、オンラインや書面での委員会の開催を実施するよう地域医療支援病院に対して促していきます。